

ねと 群文協

2000. 10. 31

目 次

史跡整備と古絵図	講演・情報公開法と自治体の文書管理(小谷允志)・参加記…3
—古絵図の史料的价值の見直し—……………1	平成12年度公文書等保存専門講座概要……………6
平成12年度総会の開催……………2	参加記・情報コーナー……………8

史跡整備と古絵図—古絵図の史料的价值の見直し—

太田市教育委員会文化財課係長 宮 田 毅

金山城廃城(1590年)後約400年を経、太田市では、平成6年度より金山城跡の史跡整備事業に着手した。市民の「憩いの場」「歴史学習の場」として復元整備し、より積極的な活用を図るためである。

復元整備を行うにあたっては、遺構の存在はもとより、資料に基づいた客観的な根拠(史実)が求められることは言うまでもない。これを契機に関係資料の収集・精査を行った(『金山城と由良氏』1996)が、文献史料(古文書)に、城の形態や構造を具体的に示すものは、『永禄日記』を除くと皆無に近い。残されていた古文書は、発給文書や受給文書がほとんどである。そこで見直されたのが『元禄金山絵図』(元禄14年)である。

整備事業に着手するに先立ち、平成4年度より、発掘調査を開始した。金山城跡における具体的な遺構を確認し、復元整備の基礎資料とするためである。すると、至る所で石垣が検出されてきた。それまで、金山城跡には、実城裏や南木戸周辺などに石垣が存在することは知られていた。しかし、ほとんどの研究者は近世のものとして決めていた。関東に「石垣の城」はないというのが定説であったからである。発掘調査が進むにつれ、石垣を伴う山城であることは動かし難いものとなってきた。金山城跡は、総石垣の様相を呈した関東に類を見ない城だったのである。

実は、この様相を『元禄金山絵図』が描いていた。それまで、城跡表現の様式として描かれたに過ぎないと見なされていたが、発掘調査が『元禄金山絵図』

の描写の正確性を証明したのである。絵図に描かれた箇所石垣が次々と発見されることにより、金山城跡の描写についても、益々その信頼性が高まってきた。また、金山城の道(通路)についても同様である。発掘調査において、城内に巡らされた通路の解明に努めているが、絵図の黄土色で描かれた「道」が、金山城の時代の通路をそのままとどめている可能性も強くなってきた。今、発掘調査では、『元禄金山絵図』に描かれた「道」を睨んで進めている。

従来、『元禄金山絵図』は、日光例幣使道「太田宿」の詳細な写実性や、金山山麓に描かれた大小の谷(沢・入)の表現と名称について、高い評価があった。一般的に「絵図」は、史料としては低く見られがちであるが、発掘調査の裏付けにより、今、その史料的价值が見直されつつある。



『元禄金山絵図』
(金山城跡部分 — 太田市教育委員会所蔵)

平成12年度総会の開催

去る5月25日(木)午後1時30分より、本会の平成12年度総会と講演会が前橋市の群馬県立文書館で開催されました。以下、当日の総会の概要について報告いたします。

総会には、県および70市町村会員のうち県と35市町村が出席しました。新治村の阿部南衛総務課長(副会長)の司会で、まず高井健二会長代理の秋池武県立文書館副館長のあいさつがあり、引き続き秋池氏を議長に選出して以下の議事に移りました。

- 第1号議案 平成11年度事業報告
- 第2号議案 平成11年度決算報告・監査報告
- 第3号議案 平成12年度役員改選
- 第4号議案 平成12年度事業計画(案)
- 第5号議案 平成12年度会費・予算(案)

議事は、前掲の第1号議案から第5号議案までを事務局である県立文書館の平塚勝久総務普及課長が説明し、若干の質疑の後、すべて満場一致で承認されました。

この結果、今年度の役員体制は、昨年度の役員のうち半数強が交替し新たなメンバーに加わっていただきました。引き続き役員をお願いした方の多くも役職が変更となり、新しい役員体制となりました。

また、総会議事が全て終了した後、秋池議長からの要請で大間々町の文書館設置の進行状況について、同町の五十嵐勲前町誌編さん室長から報告をいただきました。それによれば、大間々町では平成13年度に正式に文書館運営がスタートすることとなりました。

議事終了後、新役員の自己紹介があり、閉会挨拶を旧役員の大間々町青柳敏夫総務課長(副会長)が行い総会は終了いたしました。



総会終了後の小谷氏の講演会風景

平成12年度の役員

会 長	群馬県立文書館長：高井健二
副会長	高崎市総務部庶務課長：山口 進 中之条町歴史民俗資料館長：唐澤定市 笠懸町総務課長：稲垣栄男
理 事	前橋市総務部行政管理課長：高橋 健 太田市総務部総務課長：橋本克彦 吉井町教育委員会生涯学習課長：三木善己 甘楽町教育委員会教育課長：三木敏男 白沢村教育委員会事務局次長：中村弘志
監 事	玉村町総務課長：木暮三千彦 子持村総務課長：荒木志郎

平成12年度事業計画

- ・総会の開催(年1回、5月)
- ・理事会の開催(年3回)
- ・講演会の開催(年1回、5月)
- ・公文書等保存活用研修会の開催(年2回)
- ・公文書等保存施設視察研修会の開催(年1回)
- ・会報の発行(年2回)
- ・調査研究(『史料保存の手引き』の刊行)

平成12年度の予算

【収入の部】

会 費	338,950円	県・市町村負担分
雑収入	940円	繰越金・利息金
計	339,890円	

【支出の部】

会議費	10,000円	理事会等
事業費	240,000円	講演会、研修会、会報
事務費	89,890円	事務用品、通信費等
計	339,890円	

総会終了後、引き続き小谷允志氏の講演会が開催されました。その概要については、次ページ以降を御覧下さい。

講演・情報公開法と自治体の文書管理

ARMA東京支部議長／日本レコードマネジメント㈱ 小谷 允志

はじめに

総会終了後、中之条町の唐澤定市副会長の司会で日本やアメリカ合衆国の文書管理に詳しい日本レコードマネジメント㈱の小谷允志氏の講演会を開催しました。以下にその概要を掲載いたします。

1 情報公開法制定の歴史

日本の情報公開制度の特徴は、外国と異なり国よりも地方自治体の情報公開制度（条例）が先行していた点にあります。1982年の山形県金山町が条例の第1号であり、県では神奈川県が同じ年に出来ています。国は昨年やっと法律が成立し、来年の4月から施行の予定です。

外国では、1766年にスウェーデンで「出版の自由に関する法律」が成立しており、これにより公文書へのアクセスが認められたため世界で最初の情報公開関係の法律といわれています。同国は民主主義が徹底している国で、「オンズマン」という言葉も語源はスウェーデン語で「情報を監視する人」という意味です。1966年にはアメリカ合衆国でも「情報自由法」が成立しています。

日本の「情報公開法」は、先行した地方自治体の情報公開条例及びその判例とこのアメリカの「情報自由法」を基にして作成されたものです。

2 情報公開条例の現状

自治体の情報公開条例の現状は、本年4月現在の自治省のデータでは、下表のとおりです。

自治体情報公開条例の現状
2000. 4. 1 現在 自治省発表

	都道府県	市 区 町 村 計				合 計	
		市	区	町	村		
全 国	47 (100)	573 (85.4)	23 (100)	623 (31.3)	160 (28.2)	1379 (42.4)	1426 (43.2%)
群馬県	1 (100)	11 (100)	0	9 (27.3)	3 (11.5)	23 (32.9)	24 (33.8%)

群馬県では市レベルでは100%制定されていますが、町村レベルでは全国平均をやや下回っています。

3 情報公開法とは？

国の情報公開法における情報公開とは、「国民の請求により、政府は保有している行政文書を原則公開

することにより、政府の諸活動を国民に説明する」ということですが、ここで第1にポイントになるのは、「国民の請求により」という箇所、任意に国から情報提供されているものとは異なります。また、公開は文書によるものであり、口頭等での公開は含まれていませんので、公開すべき文書がなければ情報公開は成り立ちません。したがって、文書管理と情報公開法は車の両輪と言われているわけです（国によっては口頭での情報公開を実施している例もある—オランダ・ニュージーランド等）。

第2のポイントは、「原則公開」ということで、基本的に請求があった場合は、国では6つの不開示情報（個人情報・法人情報・外交防衛情報・犯罪捜査情報・審議検討情報・国の事務事業情報）に該当しない限り、目的を問わずに全て公開しなければならないということになっています。

今回の国の情報公開法では、請求文書の審査を受け不開示になった場合の請求者からの不服申し立てについて手厚く対応が考えられています（情報公開審査会の権限の充実等）。直接裁判所に提訴する方法もあり訴訟件数も増えています（そのうち約6割が原告側＝行政側敗訴）。

4 自治体条例と情報公開法の違い

従来の平均的な自治体条例（国の情報公開法以前）と国の情報公開法との違いは、下表のとおりです。

	自治体 条 例	情 報 公 開 法
目 的	一部自治体で「知る権利」明記	「知る権利」明記せず
請求権者	地域に関係を有する者に限定	「何人も」
対象機関	県警（公安委員会）を除く	警察庁（国家公安委員会）含む
対象文書	決裁文書のみ電子文書・過去文書除く	組織共用文書電子文書・過去文書含む
存否応答拒否	規定なし	規定あり
文書不存在	不存在は不受理（取下げの指導）	不存在は非開示決定（理由を示す）
文書管理	文書管理制度の規定なし	文書管理が不可欠

目的において、「知る権利」という文言を国は明記していませんが、最近の自治体条例では明記する所

が多くなっています。請求権者については、国に合わせて「何人も」とする自治体が増える傾向にあります。対象機関としては県レベルでは、県警(公安委員会)と県議会を対象にするかが問題となっていますが、県警は三重、神奈川など9県が対象とし、県議会については神奈川、山梨、愛媛など16の都道府県が対象としています。両機関とも公開対象機関に含まれる方向に向かいつつあります。国は警察庁(国家公安委員会)を対象していますが、国会は対象外です。

特に、問題なのが公開対象文書ですが、国の方は組織共用文書・電子文書・過去文書も対象文書として、従来の自治体の対象文書が決済文書のみなのに比べて、その対象の幅を広げました。したがって、対象にならないのは個人文書のみになりました。組織共用文書と個人文書との違いは、線引きが難しいのですが、例えば課の文書管理システムに含まれていたり、課の共用キャビネットに保管されたりすれば組織共用文書になります。個人の引き出しに入っているのが個人文書ということでしょう。

アメリカでは文書の作成から廃棄までの文書のライフサイクルの流れの中で、いくつかの観点から総合的に判断して組織共用文書か個人文書かを判断した判例があります。日本では情報公開法の成立の前ですが、厚生省の郡司メモの例があります。これはメモという個人的な文書のように思われますが、問題になった時点では既に郡司さんは厚生省にいなかったのに、厚生省のロッカーの中に保管されていたのです。したがって、これは組織共用文書に該当するわけです。

さらに、電子文書も国はこれを公開対象としました。電子文書は改竄・消去やセキュリティーあるいは原本性の確保等の問題があり、総務庁でもこの基準を検討しています。また、過去文書についても国は公開対象としましたが、過去文書は文書管理がしっかりしていないと公開することができないので、地方自治体の場合、改正情報公開条例や新しく条例を制定する場合、条例の施行以後の文書を対象を絞っても許されると考えられます。しかし、組織共有文書や電子文書は地方自治体の情報公開条例でも今後は公開対象文書にせざるを得ないでしょう。

国が初めて採り入れたものとして「存否応答拒否」があります。これはアメリカの「情報自由法」の判例の中で「グローマー拒否」として確立しているものです。文書が存在しているのかどうかを回答する

だけで、不開示情報を開示するのと同じになってしまうものについては、文書の有無を答える必要がないというのが存否応答拒否です(例えば、公立病院のエイズ患者のカルテの有無等)。これも自治体の条例では採り入れる傾向があります。

文書不存在になるケースは、文書の不作成・未取得・廃棄・特定または検索不可・法解釈上の不存在などがありますが、情報公開請求があった際、自治体では今まで、取り下げの指導や受理せず拒下で対応した例が多かったのです。これに対して国の法律では、請求のあった場合きちんと受理をして、文書不存在ならば理由を示して非開示決定を行うという方法を採用しています。

従来の条例では文書管理についてきちんと取り上げた自治体は少なかった。つまり、文書管理をきちんとしていなくても情報公開制度が動いていた自治体もあったわけです。今後は国の方針である文書管理(ルールは政令で決める)をきちんと行いながら情報公開制度を実施するという方向で各自自治体も進めなければならない状況です。例えば、東京都の情報公開条例は昨年3月に改正されたのですが、従来の文書管理規程の改訂を行い、文書管理規則にレベルを格上げしています。

5 国の文書管理ガイドライン

国の場合は政令で文書管理のルールを決めるのですが、そのガイドラインは3月に決定されたわけです。そのポイントは、第1に行政文書の分類は、大中小の3段階のツリー構造とするのは、どこでも行っていますが、小分類の下に「行政文書ファイル」を位置付けている点です。ファイルとは、業務上密接な関係を有する文書のまとまりで、いくつかの文書が合わさって1ファイルを形成するという考え方です。1つの簿冊の中に複数のファイルが存在するというケースもあるし、複数の簿冊がまとまって1ファイルというケースもあります。廃棄する時はファイル単位で廃棄されるわけです。

文書の作成については、行政機関の意志決定、事務・事業の実績については文書を作成することが原則とされています。従来は各省庁の文書管理規程に文書作成義務の規定があったのは約3割程度に過ぎなかったのですが、これが明確になった訳です。

文書の保存期間は、ガイドラインでは1年未満・1年・3年・5年・10年・30年となり、従来使われていた永年という単位がなくなって、30年が最長とな

りました。この意味はあくまで30年たった時点で文書の保存を延長して保存するのか、公文書館等へ移管するのか、または廃棄をするのかを的確に見直すという意味であり、30年経てば文書を全部廃棄するという意味ではありません。これは、あくまで現用文書としての対象であり、歴史文書としての扱いはありません。

また、「行政文書のファイル管理簿」をネットワーク上のデータベースとして整備し、これを情報公開窓口等でも利用するということが指摘しております。さらに、文書管理体制として各省に総括文書管理者、各課に文書管理者や文書管理担当を置くとしています。しかし、これも兼務という形ではなかなかしっかりした体制ができませんので、アメリカのように専任の文書管理担当者を置く方向に向かう必要があるでしょう。

6 これからの文書管理の取り組み方

なぜ自治体の文書管理が必要か？という問題ですが、一つは、今日は主として国の情報公開法について話したわけですが、これは国の法律の中に、自治体でも国の法律に合わせて条例を制定あるいは改訂をしなければならないと明記されているからです。もう一つは、情報公開と文書管理は車の両輪であるといわれています。情報公開条例を施行しても請求者が請求した時に、文書不存在が多発するようでは自治体に対する信頼が失われていきます（現在は文書不存在になるケースは全請求の15%程度といわれています）。こういう点で不存在をできるだけ作らないような文書管理が必要だということです。

最後に、アーカイブズの視点からこの問題を見ると、文書館や市町村史誌編さん室に勤務されている方々は、歴史的な文書をいかに収集・保存するかということで苦労されているわけです。その視点から文書管理を見れば、第1に文書作成義務の徹底があります。第2に適正な文書のライフサイクル管理があります。その際、ライフサイクルの最終段階は「廃棄」ではありません。アメリカのレコードマネジメントでは「処分 (Disposition)」と言い、ここで廃棄するのか歴史的な文書として文書館等へ移管するのかを判断するということです。この考え方はアメリカはしっかりしています。日本ではファイリングとは捨てること（廃棄）なりという傾向が強すぎます。これでは、歴史的な文書は残りません。

日本で国の情報公開法に伴う文書管理のガイドラ

インを作ったのは総務庁ですが、総務庁が各省庁にこの方法で文書管理を実施しなさいと強制することはできません。あくまでもガイドラインを参考までに示したに過ぎません。ところが、アメリカの場合は、国立公文書館の記録管理局が法律に基づき国の文書管理のルールを作成し指導しています。さらに、現用文書ばかりでなく歴史的な文書も統括しています。日本の総務庁とは権限がまるっきり違うのです。日本もその方向に向かわないときちんとした文書管理はなかなか徹底しないと考えられます。

また、アメリカには現用文書を扱うレコードマネジメントと、歴史的な文書を扱うアーキビストが専門職として確立しており、相互の交流も盛んです。つまり、スペシャリストとして職能が確立しており、その育成システムも整っているのです。この点は、日本でも見習う必要がありそうです。

□ 参 加 記 □

◆講演会に参加して

林 聖子 (片品村総務課)

情報公開法の施行を目前にして、まだ条例の整備が整わない当村としては、「情報公開法と自治体の文書管理」についての講演には、興味をもって参加させて頂いた次第です。情報公開条例の制定状況については、昨年度のデータによれば市町村レベルにおいては本県ではまだ33%程度ということですが、具体的な検討の必要に迫られています。

条例制定の前段階として、情報公開と文書管理は車の両輪とまで言われ、重要事項のひとつである文書管理をどのように手がけたらよいのか、公開対象文書は過去まで遡るのか、現在のものか、施行後からでよいのか疑問でしたが、講演の中で公開対象文書は、「地方自治体の場合、改正情報公開条例や新しく条例を制定する場合、条例の施行以後の文書に対象を絞っても許されると考えられます」と述べられ、やや安心しました。

いずれにしろ、情報公開法には地方自治体においても、この法律の趣旨にのっとり条例を制定あるいは改訂をしなければならないとされているため、当村でも条例の目的、対象機関、対象文書、請求権者、審査会等の検討を迫られています。今回の講演はたいへん参考になるものでした。

平成12年度公文書等保存専門講座概要

平成12年10月4日(水)、県立文書館と共催の研修会である「公文書等保存専門講座」が県立文書館研修室において開催されました。

当日は35市町村60所属から79名の参加がありました。講座は、以下のような内容で行われました。

○講演：「国立公文書館における公文書等の保存について」

(講師)国立公文書館公文書課企画連絡係長
幕田兼治氏

○分科会：

(1)公文書分科会

- ・報告①「群馬県の新しい情報公開について」
(報告)県民サービスセンター情報公開係主任
藤城和義氏
- ・報告②「情報公開条例施行に向けての新田町の現状と課題」
(報告)新田町総務課契約検査文書係長
池田滋氏
(司会)前橋市総務部行政管理課長
高橋健氏

(2)古文書分科会

- ・報告①「古文書のCD化について」
(報告)藤岡市教育委員会文化財課管理係係長代理
櫻井孝氏
- ・報告②「黒保根村の資料保存管理と活用の現状」
(報告)黒保根村歴史民俗資料館長
川池三男氏
(司会)白沢村教育委員会村誌編纂係長
諸田義行氏



幕田氏の講演風景

国立公文書館・幕田氏の講演の概要

幕田氏の講演は、国立公文書館における公文書等の公開基準の内容を中心とするものでした。この公開基準は、国立公文書館法の施行に伴い、同法に基づいて公文書等の公開を行うために、国立公文書館利用規則の一部を改正して策定されたものです。

国立公文書館利用規則の一部改正は、この講座の直前に官報で告示されたばかり(平成12年9月29日総理府告示第51号)であり、その意味においても、新鮮な講演となりました。

講演は、次のような、4本の柱から成り立っていました。

以下、それぞれの概略を記したいと思います。

①行政機関情報公開法施行後における国の文書管理

- ・行政機関情報公開法で定める行政文書は行政機関が業務上必要とする期間現用文書として保存する。
- ・行政文書は、保存期間満了後、歴史資料として重要な公文書等と位置づけ公文書館へ移管する場合を除き、廃棄する。
- ・移管基準は内閣総理大臣と行政機関との協議で決められることになっているが、個別に定めを設けるのではなく、閣議決定をもって取り決めることを予定している(来年の3月までに決定)。

②文書の公開に関する法の規定

- ・行政機関の業務にかかわる行政文書は、業務に関する説明責任等を果たすため、開示請求に基づき、請求者に開示する義務がある。

—行政機関情報公開法(行政文書)

- ・法第6条により公文書館において保存する公文書等は一般の閲覧に供する。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由がある場合を除くという限定がついている。

—国立公文書館法(公文書等)

③国立公文書館における公文書等の公開基準

- ・作成及び取得から30年を経過していない公文書等は、行政機関情報公開法（個人情報・法人情報・国家安全情報）と同一の範囲で扱う。
- ・作成及び取得から30年を経過した公文書等は、上記の不開示情報の範囲を出発点とし、一定期間ごとに公開制限の範囲を絞り込む。不開示情報には法人も国家安全もあるが、ほとんどは個人情報の扱いが中心になる。
- ・官報告示した基準は一般的であり、具体的場面での判断は、公文書専門官にゆだねられ、個別に行われる。

④今後の課題

- ・文書館保存の公文書等の目録はすべて公開されることになった。速やかに適正な公開審査手続きを考える必要がある。
- ・独立行政法人へ移行するに当たり、行政利用手続を制度化していく必要がある。
- ・永年保存文書が廃止され、すべてが有期限文書になったことに伴い、国立公文書館においても、保存文書が歴史的に重要かどうかについてつねに評価し選別することが必要となる。

別表（第3条の2関係）

一般の利用を制限する公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 国籍、人種又は民俗 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 門地 ロ 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ハ 犯罪歴又は補導歴	80年以上
備考		
1 該当する可能性のある情報の種類の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を示したものであって、公文書等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。		
2 経過年数とは、当該情報が記録されている公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。		

▲国立公文書館利用規則

公文書分科会の概要

公文書分科会では、情報公開にかかわるふたつの報告と、質疑応答・情報交換を行いました。まず、藤城氏より、情報公開の留意点や新しい考え方が示されました。留意点として、①即断は禁物。専門家とじっくり検討する②公文書のわかりづらさを念頭に置き、行政情報を求める者に対して口頭でコミュニケーションをとりながら対応することも必要とあったことが示されました。新しい情報公開の考え方としては、①情報公開の3本柱（公表・提供・開示）②行政を変える情報公開（パブリックコメント：県民からの意見提出制度の導入・インターネットの活用）が指摘されました。次に、池田氏より、情報公開条例施行への新田町の取組と課題が報告されました。①規則等の整備においては、逐条解説作成上、また事務取扱要項作成上不明確な点があることが指摘され、②課題では、請求権者の範囲限定の可否・組織共用文書を決裁供覧後に文書化することの可否・第三者の異議申立期間と決定期間との関係の解釈・自己情報を規定していないことへの対応などが示されました。

「情報公開の大切さを改めて実感した」という笠懸町総務課長稲垣氏のあいさつで閉会となりました。

古文書分科会の概要

古文書分科会では、2つの報告とそれにかかわる質疑と情報交換を行いました。はじめに櫻井氏より市史編さん事業で収集した史料のデジタル化業務の手順、活用に向けての史料所蔵者への意向確認などの課題、実用的な検索項目の検討や12枚に分かれたCDの総合検索が必要であったことなどの反省点についての報告がありました。次に川池氏より黒保根村の古文書の特徴、目録作成、村文化財への一括指定も踏まえた整理・補修などの保存管理の現状、コピー複製本によるテーマ別史料集合の作成など史料公開から史料活用促進に向けた具体的な方法についての報告がありました。情報交換では、参加市町村の現状や課題から討論を行い、古文書を所有する家への史料保存の啓発の大切さ、史料の公開・活用を見据えた史料の受け入れや撮影が必要なことなどの意見が出されました。「今後もこのような有意義な研修会を続けて欲しい。」という高崎市歴史民俗資料館長の吉岡氏のあいさつで閉会となりました。

参加記・情報コーナー

□公文書等保存専門講座参加記□

◆平成12年度公文書等保存専門講座に参加して

宮田 光 裕 (宮城村総務行課)

国において情報公開法が、平成13年4月に施行されますが、宮城村でも身近にせまった情報公開制度の導入に向けて、新しい文書管理規程の構築のため見直し作業を進めている最中であります。

そこで、職員研修の一環として今回の専門講座には、各課から選ばれた10名の文書管理改善担当者が受講させて頂きました。

午前中の講演、そして午後の分科会では、全員公文書分科会の方に参加いたしました。県民サービスセンターの藤城和義主任による「群馬県の新しい情報公開について」、新田町役場総務課の池田滋係長による「情報公開条例施行に向けての新田町の現状と課題」と題した共に具体的な事務レベルでの報告でした。質疑応答も積極的に行われ受講者が日頃感じていた疑問解決に大いに役立ったことと思います。

情報公開制度で求められているものは、住民側からの視点で言えば知る権利の具現化であり、また、行政側の視点で言えば説明する責任（アカウンタビリティ）と言われております。21世紀を迎え益々複雑化すると予想される地方分権社会において、私たち地方自治体職員は毎日扱う公文書（行政文書）に対し、一人ひとりが適切に文書管理を実行し、行政の決定や行動のプロセスをオープンにしていかなければならず、その必要性を改めて認識することのできた専門講座でした。

◆公文書等保存専門講座に参加して

井 田 秀 樹 (箕郷町社会教育課文化財保護係)

今年度、箕郷町では文書管理システムの導入に伴

う行政文書の分類・整理作業を進めており、その意味でも今回の講座は大変参考になりました。まず、講演では、国の文書管理を巡る制度や整備状況、今後の課題などについて具体的な法令に触れながら解説していただいたわけですが、行政文書を歴史資料として位置づけ、さらには保存・活用していくための法的根拠や管理体制など、町として取り組まなくてはならない様々な課題について痛感いたしました。

分科会では、古文書類の記録方法や保存管理、活用方法などについての発表がありました。藤岡市の事例では、市史編纂事業に伴い、マイクロフィルムに記録された膨大な量の古文書を平成11年度の事業でデジタル化し、CD-ROMに収納したとのことでした。コスト的な問題はありますが、インターネット等が一般に普及しつつある今日、収集資料をより開かれた形で活用していく上でも、デジタル化による保存は必要不可欠であるように思えます。

箕郷町では昭和50年度に町誌を発行しておりますが、将来、新たな町誌編纂や、歴史資料館等の設置に伴う古文書類（中世・近世を中心とした古文書のほか系図・絵図面など）の調査、収集の事業が予想されます。今回お聞きした事例を参考にしながら、文献資料の記録と有効活用につとめていきたいと考えております。

□平成12年度視察研修会の御案内□

本会の今年度の公文書等保存施設視察研修会は、富岡市の協力を得て、同市立美術博物館で実施いたします。同館には平成2年度に事業が終了した富岡市史編さん室で収集した資料が保存され、閲覧できる体制となっております。

- ・日時：11月29日(水)午後1時30分～
- ・集合：富岡市立美術博物館・福沢一郎記念館

編 集 後 記

◇会報第6号をお届けします。本号では、今年5月に開催した総会及び講演会の記事を中心に構成いたしました。また、本月に開催されました公文書等保存専門講座の概要も掲載しました。

◇本誌には、公文書や古文書の保存活用に関する各市町村の情報をできるだけ掲載していきたいと考えています。事務局までふるって御投稿をお願いします。

ねっと群文協 第6号 2000.10.31 発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎：027-221-2346 ㊚：027-221-1628